

(4) 添付書類一覧 (許可関係)

1 常に必要なもの

N O	添 付 書 類	備 考
1	土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る) (規則第30条第1号、規則第57条の2第2項第1号)	
2	地番表示図(公図写し)	農地(田、畑別)及び法定外公共用財産(赤道・水路別)は着色。申請地及び隣接土地の所有者、登記地目を記入する。
3	位置図及び付近状況図(現況平面図)(規則第30条第2号、規則第57条の2第2項第1号)	位置図 10,000分の1~50,000分の1程度 付近状況図 500分の1~2,000分の1程度(住宅地図等)
4	建物その他の施設等配置図(土地利用計画図) (規則第30条第3号、規則第57条の2第2項第1号)	縮尺、面積、距離を明記
5	必要な資力及び信用があることを証する書面 (残高証明書、融資証明書、関係機関に手続きを了した書面又は手続中を証する書面、等)(規則第30条第4号、規則第57条の2第2項第1号)	残高証明書、預貯金通帳の写し(口座名義人と残高の分かる部分)、融資証明書、融資見込証明書、金融機関が受け付けた融資申込書の写し、事前審査回答書、借用書、等

2 場合により必要とされるもの

N O	添 付 書 類	必 要 な 場 合
1	法人の定款または寄付行為および法人登記事項証明書(規則第30条第1号、規則第57条の2第2項第1号)	法人による申請の場合 ・定款、寄付行為に定められた事業以外の転用目的でないこと ・民法第34条 ・法人の存否の確認
2	団体の定款(規約)、会議録	法人格のない任意団体による申請の場合
3	転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面 (規則第30条第5号、規則第57条の2第2項第2号)	法第3条第1項本文に掲げる権利を有する者がある場合
4	関係する他法令の許認可の処分又審査中を証する書面(許可書、認可書、受領印のある申請書の写し等)(規則第47条第2号、規則第57条第2号)	申請にかかる土地が他法令に基づく許認可の必要な場合
5	土地改良区意見書または事由書(30日を経過しても意見を得られない場合、その理由書) (規則第30条第6号、規則第57条の2第2項第3号)	申請にかかる土地が土地改良区内にある場合

N O	添 付 書 類	必 要 な 場 合
7	取水系統図（建物配置図へ併記、別図も可） ※縮尺を明記（規則第30条第3号、規則第57条の2第2項第1号）	取水を伴う転用の場合
8	排水系統図（建物配置図へ併記、別図も可） ※縮尺を明記（規則第30条第3号、規則第57条の2第2項第1号）	排水（汚水・生活雑排水）を伴う転用の場合
9	雨水系統図（建物配置図へ併記、別図も可） ※縮尺を明記（規則第30条第3号、規則第57条の2第2項第1号）	大規模転用（全体面積5,000㎡以上）及び工場施設等特に排水処理をする場合
10	被害防除方法及び根拠、説明状況書等（規則第31条第6号、規則第57条の3第3号）	近接農地へ影響（日照、通風、耕作等、土砂の流出、崩壊、粉塵等の飛散）があると考えられる場合
11	水理計算書（規則第31条第6号、規則第57条の3第3号）	他法令の審査が無い全体面積10,000㎡以上の案件
12	合意解約書の写し又は耕作者、所有者同意書（規則第30条第5号、規則第57条の2第2項第2号）	転用行為の妨げとなる権利（地上権、永小作権、質権）を有する者、賃借権による耕作者があるとき
13	単独申請が可能であることを証する書面（確定判決写、調停調書写、競落決定書写等）（規則第57条の2第4号）	単独申請である場合
14	親権者であることを証する書面（戸籍謄本）	未成年者が申請する場合
15	住民票又は戸籍の附票等	登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合
16	真正な権利者であることを証する書面（戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等）	登記事項証明書の名義人の記載が申請書の記載と異なる場合（未相続の場合）（遺言執行人の場合、遺言書写し（公正証書、家裁の検認）で可）
17	一時利用地指定通知書写し、指定図面写し、一時利用を受けた者の同意書、一時利用地がそのまま換地として定める事業主体の同意書、事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書	土地改良事業の一時利用地指定中の場合

N O	添 付 書 類	必 要 な 場 合
1 8	換地処分通知書写し、一時利用地を受けた者の同意書	換地処分公告後登記前
1 9	地積測量図	申請地面積が登記事項証明書と著しく異なる場合 (30%以上)
2 0	事業計画書	申請書に事業計画の詳細が記載できない場合
2 1	農地への復元を明らかにした書面（法第4条第6項第5号、法第5条第2項第6号）	一時転用の場合
2 2	住宅所要面積の必要性を明らかにする資料（規則第47条第4号、規則第57条第4号）	一般住宅 500㎡超、農家住宅 1,000㎡超、住宅の建ぺい率が22%未満の場合
2 3	既設案内図、既設配置図	農家住宅移転等緊急性及び必要性を明らかにする場合
2 4	造成計画（縦断・横断）図 （建物等配置図へ併記も可）	盛土及び切土による土砂流出等の被害が生じる恐れがある場合
2 5	始末書、現況写真	無断転用の場合
2 6	建築年月日確認資料	無断転用の場合であって、都市計画法担当部局との調整が必要な場合
2 7	早期転用理由書	農地法第3条許可後3年3作に満たない期間で農地を転用する場合で、やむを得ない理由がある場合
2 8	農業振興地域の整備に関する法律の市町農業振興地域整備計画変更の事前協議に対する県の了承年月日若しくは変更の市町決定年月日	農業振興地域の整備に関する法律の手続き中である場合
2 9	道水路払い下げ、公用廃止占用の申請書の写し又は許可書等	国、県、市町の管理する道排路が含まれている場合
3 0	委任状	代理申請の場合
3 1	転用行為が行われることの同意書	転用者以外の者による仮登記、抵当権、地役権等がある場合
3 2	その他参考となる書類（規則第30条第7号、規則第57条の2第2項第5号）	

*原本と共に原本と相違ない旨を記載した謄本の添付をし、原本還付請求があった場合、原則、許可権限庁にて原本還付可能とします。